

戦争と医師—広島を回顧して

日本医史学雑誌第三十二巻四号
昭和六十一年十月三十日発行
昭和六十一年六月六日受付

安芸基雄

一、序言

一九六〇年一月から、私は臨床神経学の教育の実際を見学するために英京ロンドンに約一ヶ月滞在していたが、毎日通ったクイーン・スクエアの国立神経病院から程遠からぬ所に医史学図書館(ウエルカム)があることを教えられ、何回か訪れてその図書を見せていただいた。その中にたまたま終戦の翌年に当たたる一九四六年の『医学史会報』⁽¹⁾に、「人間的な戦争と非人間的な戦争」と題して、戦時の捕虜の取扱について厳しく日本人の態度を非難した論文を見た。終戦後とはいえ、自分自身が捕虜の経験を持つ身であったことも手伝って、この論文は全部通読しその要旨は書き取ったが、列国の観戦武官や報道記者を感嘆させた日露戦争当時の極めて人道的な日本軍のロシア軍捕虜の取扱から説き起こして「敗戦後の日本人の卑屈な態度こそその基本的な現実主義に他ならず」と言い、「将来日本が国際社会の一員として復帰する場合には、日本人がいかなる環境にあれ、その人種国籍を問わず、同じ同僚たる人間に対して取る根本的態度こそ最も重要な問題である」とした。しかもその緒言の一節には、「近く東京で予定されている国際裁判でいかなる証拠が示されようとも、世界を驚かすことはなからう。日本は既に長いこと侵略や戦争、また各国の捕虜の取扱に於いて残忍野蛮の代名詞に

他ならなかったからである」とあった。

この論文が日本の降伏から間もない一九四六年にアメリカの医史学の専門誌に掲載され、またその著者が女性であったことも深い印象を残したが、日本人としていつかこれに応えることは密かな期待の一つであった。しかしこの問題については、例えば既に家永三郎教授の労作『太平洋戦争』⁽²⁾あるいは『戦争責任』⁽³⁾により、日本人としての最も根本的な反省が行われている。それで問題を筆者の職業である医師としての視野に限定して、今あえて「戦争と医師」という主題を選び、少しく論ずる所あろうとする。しかし、問題はあまりに広汎であるので、今回は原爆投下の最初の目標となった広島について、戦争と医師の關係に触れようと思うのである。

一、広島医師会の活動

一九七〇年広島市医師会の編集にかかる『原爆日記』第一集⁽⁴⁾が出版されたが、その冒頭に広島県医師会長大内五良氏の序言があり、その中にこう書かれている。

「この中に百名を越す医師会員が居たのだ。(昭和十八年、広島市在住医師数二二三名、被爆死亡会員百二十人)……生き残った医師は自らの負傷をも顧みず、被爆直後から救急救護活動に立ち向かったのだ。誰にも要求されたものではない。また命令されたものでもない。ただ医の倫理感によって動いたのだ。こんにち、医の倫理が兎角嚙まれるが、非常時に於いては現在でもかくあるだろうと信じていたい。」

既に日本の各都市への空襲は激化され、首都東京もこの昭和二十年三月の焼夷弾による絨毯爆撃で灰塵に帰していたが、どの空襲でもまず周囲から爆撃していつて市の中心部へ市民を追い詰めるという方式が認識されてきており、広島医師会の専務理事であった渡辺英吉造氏や会長の大原博夫氏などから、市内にそのまま医師をとどめておくことは、市民の

医療を確保する上では却って危険で、むしろ市外に疎開せしめる必要があることは当局に進言されていたのであったが、当局は昭和十九年に実施された改正防空法によりこれを許さず、知事告示による「防空医療救護対策要綱」により医師一、歯科医師一、薬剤師一、看護婦三、事務員一、計七名で一つの救護班を組織する一方、医師に対しては直接防空業務に従事令書によって医師を市内に釘付けにする道を選んでいた。このようにして確保されていた広島市内の医師二九八名のうち二七〇名が被爆（六〇名は即死）、健全な状態で救護活動を始めることの出来た医師は僅か二八名に過ぎなかった。他の医師の多くはみずからの負傷をも顧みず必死で診療に従事し、そのまま、あるいは後、日ならずして倒れたのであった。

広島市医師会は一九五八年に被爆生存者である会員に対してアンケート調査を行った。その要旨は次の如くである。

一、貴下は原爆当時（昭和二〇年八月六日八時一五分）どこにおられましたか。

兵役中 疎開中 在広

二、貴下は被爆当時、被爆者の救護に従われましたか。救護に従われた方はその場所と期間をお知らせ下さい。

場所―

期間―

三、貴下は原爆による被害を受けられましたか（外傷、火傷、悪性症状、等）、その傷病名をお知らせ下さい。

四、貴下以外の医師にして救護に従事せられたお方をお知らせ下さい。

この回答を掲げた『広島原爆医療史』⁽⁵⁾（一九六一年）を引用した大江健三郎氏は、これは「戦後の日本でおこなわれた道徳的な責任の追求にかかる、もっとも恐ろしい調査」であり、その「背後にはらんでいるものは凄じい告発だ」と感想を述べている。⁽⁶⁾しかし恐らくそうではあるまい。大江氏も後に改めて述べているように、「生き残りの医師たちへのアンケートの送り主たちが、とくにその質問状の苛酷さに意をあらわなかったのは、かれらが現に、ともに救護活動に従事し

島の医師たちの献身ぶりを具体的に眼にしてきた同僚たちであったからであろうか。」私の印象でも調査する側ではその実態を知ろうとする以外に目的はなく、既に倒れた同僚と共にし得る限りのことをなした者として、答える医師の側にも率直に述べることをためらう理由を何も感じはしなかったものと思われるのである。

この調査は被爆経験を持つ医師の座談会を度々行ってきた医師会が、

「市医師会会員の中に被爆生存者が多数あるが、時間と人の都合で全員を集めることは不可能だったのでアンケートによって被爆当時の状況を概略回答してもらいまとめた」とあるごとくで、大江氏が当初「もっとも恐ろしい調査」あるいは「凄じい告発」とした印象は、この報告の前後関係（文脈）の上からはいささかうがち過ぎた考察とすべきであろう。この記録を載せた『広島原爆医療史』は、その後整理されより簡略な形で、書名も『被爆者とともに——続広島原爆医療史』として出版されたが、このアンケート調査を回顧して、

「広島医師たちは、かれらみずから被爆し負傷しながらも、医療活動にすぐさま参加したのであった。医師たち自身、かれらの腕のなかで苦しむ患者たちとおなじく、なにかこの最悪の苦患の正体かを知ることなく、おなじ色濃い不安をいだきながら。」

「医師のつとめが人命を救うことにある以上、戦争目的の当否は別として、損なわれんとする生命に目をつむることは今も昔も医道の立場からいえば決して傍観し得ないことである。こうした観点からこれら身を挺して市民救護に働いた医師たちの活動のあとを記録にとどめ、一般市民はもちろんのこと、後世の医師たちへ医に携わる者は一朝有事の際いかにあるべきかを伝えるためにアンケート調査は行われたのである。」

と述べていたのであった。

その意味では今日の私の報告の内容も大内氏のさきの序文の趣旨に尽きていると言わなければならない。しかし、何故『戦争と医師』というようなテーマをあえて選んだのか、その点については、暫く個人的な追憶に触れることを許して頂

きたいと思う。

三、個人的な追憶

かつて軍医として従軍した私には心痛むいくつかの思い出があった。その多くは自分の著書の中に述べたので、ここにはただその幾つかを紹介するに留めるが、例えば満洲の国境守備隊では、内地で全く予想もしなかった慰安所という問題にまずぶつかった⁽¹⁰⁾。またハルピン陸軍病院に一ヶ月派遣されて受けた伝染病補備教育の際、関東軍防疫給水部からこの教育に出向いて来た教官から、この特殊な秘密部隊の仕事の一部を知らされることもあった。特にその部隊長であった石井軍医中將の訓示は忘れがたいものであった。石井四郎はその若年時、上司たる清野謙次博士から「快男児」の評価を受けているが、私が聞いたこの時の訓示の要旨は次の如くであった。

「お前たちは今の状況を何と心得ているか。今祖国日本は米英を相手にまさに苛烈な戦争をやっている。戦争をやる以上は勝たねばならぬ。そのためには、お前たち軍医はもっと効果的にできる限り大量の敵を殺すことを研究せねばならぬ⁽¹¹⁾」⁽¹²⁾

これについては、戦後この秘密部隊の追求を執念をもって果たすこととなった森村氏が

「真に恐ろしいことは、この残酷を犯した人たちと、われわれが別個の人間ではないという事実である。われわれも、第七三一部隊の延長線上にある人間であるということを忘れてはならない⁽¹³⁾」

と言っている言葉を、我々としても忘れるべきではあるまい。またこの部隊での人体実験の犠牲者は三〇〇〇人を越えると言われているが、しかしその背後にある中国の惨禍の実態は、今日想像を絶するものであったと考えねばならない。いかに国土広大とはいえ中国の戦乱は実に十五年に及び、中国軍人の死傷者四一五万人、民間人の死傷者二〇〇〇万人、民

間人の家を失い流亡する者一億人とされているのである。日本の冷酷な移民政策の性格を今に刻む中国残留日本人孤児も悲惨であるが、日本軍の侵略によって中国民衆の受けた惨害は、日本人として決して忘れてはならないのである。

終戦後結局四年を捕虜としてシベリヤで過ごすこととなったが、この間特にいろいろ世話になった先輩野口孝国氏は長崎の出身で、復員後は何度長崎を訪ねたか知れない。彼は長女（当時学徒動員により三菱の工場で働いていた）を原爆で失っており、原爆の話も度々聞かせてもらったが、長崎の被爆当時彼は満洲におり、やはり間接的な話となることは避けられず、後年彼が県会議員として、浦上天堂の廃墟の一部を記念として保存しようと熱心に奔走しながら、結局かなえられなかったことを、悲憤の思いで語ったことを記憶しているに留まる。

しかし昨年初頭に中学同級の友人竹下肥潤氏が広島被爆以来四十年の重い口を開いて、その体験を語った時には、その淡々とした語調の奥に、あまりにも生々しい人間の苦悩をまのあたりにする思いがしたのであった。⁽¹⁴⁾爾来、広島は私の心を去ったことがない。

四、歴史と現代の課題

ここで、歴史とは一体何かということを、改めて考えざるを得ない。これについては既に多くの学者の論稿があることは周知の所であるが、それが単なる記録とか資料の集積である筈はない。「過去の事實は、それが現在の生の関心と一致結合されている限りにおいて、過去の関心ではなく、現在の関心に答えるのである」(クローチ⁽¹⁵⁾)というのも、必ずしも歴史の定義にかかわるものとしがたい。しかし、「歴史的事件とは出来事プラス——その出来事が一部の人類にとって有つ所の——意味という事である。」⁽¹⁶⁾即ち、事実とその解釈の結びつきこそ歴史があるというドッドの言葉は、この際充分の考慮に値すると思われる。

我々の青春時代の日本を貫いていた皇国史観については改めて述べるまでもないであろう。ヒトラーを生んだドイツ国民社会主義（ナチズム）、ムッソリーニに率いられたイタリヤのそれ（ファシズム）、所謂枢軸国を結んだ信条に、当時の国民がそれぞれ感染し、熱狂的にこれを支持してきたことは出来ない。それはそれぞれの国民にその国の歴史について、一方的にゆがんだとはいえ一面魅力的な一つの解釈を与え、それに基づく任務を国民に課したのであった。全く別の思想的根拠に立つとはいえ、マルクス主義者の唯物史観は、その思想が現実の過程として現在の歴史に具現されているという偏執的なまた独善的な確信を捨てようとしないう限りにおいては、同種の傾向を見て取らざるを得ないであろう。

これに対し、今日の日本もまたその一員であるとされる所謂西欧民主主義諸国は、自由主義を標榜する限りにおいては、特定のイデオロギーに緊縛されているのではなからう。しかしまたそれだけに嘗ての国民社会主義や共産主義より勝って深い社会認識と人類的道義に立つて事が運ばれているのかどうかは切実な考慮に値する。爛熟した資本主義的経済構造は、金権支配をその根底に秘めて、多くの矛盾腐敗をはらんでいることは否定しがたい現前の事実なのである。我々はその直面する世界事象についていかなる歴史的解釈をしようとするのであろうか。私が医師という自己の職業に関連せしめつつ、広島においてあえて問おうとするのはこのことである。

最近広島長崎の原爆災害の記録をまとめた書物（『広島・長崎の原爆災害』一九七九年）が出版されたことは周知の如くである。原爆投下直後、トルーマンは「これはアメリカ兵士の無益の死を防ぎ、戦争を出来るだけ早く終わらせるためである」と言ったが、その後発掘された資料によって、このアメリカ政府の公式の説明はアメリカの歴史学会でも疑惑が持たれていることが、この書物の中で既に指摘されているのである。すなわち、

「今日では、アメリカの公文書が公開されたことによって資料の範囲はひろめられており、同時にアメリカの歴史学者の主流派と修正派との論争のなかで、早期終戦説を固執することは困難となり、対ソ牽制説が認められるようになった。

そして投下の真因については、一九四三年のケベック協定前後にさかのぼって研究がすすめられている。⁽¹⁷⁾

そして、その国際英語版⁽¹⁸⁾が二年後出版された。それが原著の忠実な翻訳であることはこれまでいささかも疑ったことはなかったが、先日一、二の箇所を比較して、意識的な削除乃至脱落と思われる所があることに驚かざるをえなかった。それは多くの場合、原著者が述べたアメリカの施策に対する客観的な記録ないしは批判的な部分であって、原著と比較して英訳にその対応部分が見られないその二、三の箇所を次に挙げてみよう。

「〔後にそれらは日本学術会議編『原子爆弾災害調査報告集』(一九五三年)に収録されたが、〕一九四六年の報告にくらべると、削除されている部分が少なくない。⁽¹⁹⁾」

「…六章一六〇〇頁におよぶ記述で、公表されることなく、アメリカ政府の部内資料としてとどめられた。〔それが一部をのぞき、アメリカ原子力委員会技術情報サービスの形で公表されたのは一九五一年のことである。〕また前述のように、日本では占領期間中、原子爆弾関係の研究結果の公表がきびしく制約されていたのに反して、〔合同調査の結果の一部は、ウォレン、リーボウ、ルロイあるいはドコシーなどの〕個人的な〔学術論文として一九四六年から一九四八年にかけてたびたびアメリカの専門雑誌に掲載された。〕」

「提供という形をとってはいるが、実際には、そこに占領国としての強権が介入したことは否めない。このようにして集められた調査資料の解析は日本側研究者を参加せしめず、アメリカ側でおこなわれた。すべての資料はアメリカに送られ、陸軍病理研究所その他に保管された。」⁽²¹⁾〔一〕内は対応する訳文がある。

「〔米国戦略爆撃〕調査団の目的はアメリカの国防と戦略政策の決定に役立つ資料を入手することにあつたから、調査自体が一種の軍事行動であつた。主要調査目標のひとつに「都市爆撃」があり、なかでも原子爆弾投下の影響調査は、もっとも重要でかつ高度に戦略的意味をもつものであつた。オーターソンは日米合同調査団の第一回の会合(一九四五年九月二日、東京大学医学部)の席上、『戦争はすでに終わったことである。そればかりでなく、いかなる場合でも学問は政治にわ

ずらわされてはならない。この調査は全くの日米合同の事業であつて、資料入手のためには日本側の全面的協力を期待する。しかし、その結果を発表するにあたって、決して日本人の頭脳と労作の成果を奪い去らうとするものではない」と述べたと伝えられているが、この科学の論理は、戦略爆撃調査の立場からは無縁のものであつた。原子爆弾災害調査における日米関係は、このようなアメリカの態度の二重性格によつて特徴づけられていたといえよう。⁽²²⁾

「ABCと予衛生研究所は対等の立場で共同研究をすすめる建て前であつたが、占領期のみでなくその後まで事実上アメリカ主導の機関であつたといつてよい。：ABC自体ならびにその各部門に多くの日本人顧問がおかれた。しかし、臨床部、臨床検査部、放射線部、病理部、統計部、医科社会学部などの部長をつとめたのはほとんどすべてアメリカ人であり、日本側諮問委員会も日本人顧問も実質的な発言権に乏しかった。」⁽²³⁾

学術書としての原著に見られる、極めて押さえた控え目な表現にすぎないものが、一部完全に、或いは部分的に落ちているのであるが、これらは或いは枝葉末節といつてもよいかもしれない。原著の第Ⅲ部「社会生活への影響」のいわば導入部に当たり、原爆を批判して社会との関連に触れ、現代の課題について述べた第10章は若干の変更を加えながらも序の部分に移され原著者らの意図を冒頭に提示することとなつたのである。

すでに世を去つた著名の歴史家アーノルド・トインビーには、大著『歴史の研究』があり、その中で彼は歴史家として観察し得る既存の現象としての文明という事実から出発して、世界歴史を凡そ十九の文明に分けて考察した。そして、西欧の歴史と前途についても詳細に論ずる所があつた。即ち、

「そうした不安にもかかわらず、一九二七―二九年に起草した初めの計画に従うことを一九五〇年に決意するに際し、著者はこの三十年を通じて、いささかもその説得力を失うことのなかつた三つの事実の論理を承認せざるを得なかつた。

これらの事実の第一は、二十世紀の第二・四半世紀に於て、西欧文明は解体の明らかな徴候がまだ見えていない現存する唯一の文明『種』社会の代表であるということである。

：『歴史』の研究に於て、西欧文明に特別扱いの資格を与えるように思われる第二の事實は、他の現存社会の歴史に類例を見ない西欧史の事實であった。西欧史のこのユニークな事實とは、一九五〇年に至るまでの約五世紀の間に西欧社会が拡大し、西欧文化が拡散し、その結果、他のあらゆる現存文明、あらゆる現存未開社会が全世界を包含する西欧文明の圏内に呑み込まれたという事實である。

…この探求を不可避にするように思われる第三の事實は、二十世紀に、人類史上おそらく初めて西欧文明の世界的拡大の結果、人類の卵が一つの貴重な、しかし危なっかしいバスケットのなかに集められたという不安な事實である。⁽²⁴⁾として、西欧文明の前途に関する探求は二十世紀の『歴史の研究』の重要な一部であるという結論を、一九五〇年に不本意ながら承認せざるを得なかったのであった。

そしてその後の『再考察』(一九六一年)の中で、

「われわれの知っている文明の大多数の歴史のように、西欧の歴史は今日まだ完結していない。それ故多くの可能な道を示唆するという形であっても、その前途を予想しようとすることは危険である。⁽²⁵⁾」

としながらも、改めてなお、
「われわれは西欧史の主流のなかに西欧文明の挫折を示しているかもしれない幾つかの出来事を考えることができるのである。」

と述べ、その例証の一部として、暴力と苦悩という収穫を取り入れた十六世紀の宗教革命や、西欧の総力戦時代の始まりを画した一七九二年のフランスの民衆の蜂起、更には産業革命が作り出した武器を総力戦が使うこととなった一九一四年の第一次世界大戦の勃発、最後に一九四五年の原子爆弾の投下を挙げて、

「これらのそれぞれの時期が、西欧文明の挫折を示すものと見なされるべき理由を十分に持っている。⁽²⁶⁾」
と論じたのであった。その当否についていろいろの議論のあることは周知の如くであるが、彼が現代の西欧文明が既に没

落の過程に深く踏み込んでいると指摘した点については、「この結論を覆すことは無理だと私は考える。」(ドッド、一九四六年)⁽²⁷⁾ また、第二次世界大戦後の事態の推移をかいま見ても、これが簡単に否定しきれぬ主張でないことはあまりにも明瞭である。早くも一九四六年以来、中国、ギリシャ、ドイツ、キューバ、朝鮮、ヴェトナム、マラヤ、スエズ、ケニヤ、ギリシャ、アルジェリア、ハンガリー、コンゴ、カンボジア、ローデシア、等々、最近のアフガニスタン、イラン、イラク、更に中央アメリカや中東地域の紛争まで、戦乱の絶え間ない現実を見れば、誰も人間文化の進歩発展を単純素材に肯定し得ることはないであろう。また例えば、世界的な慢性飢餓の恐怖は広大な地域に広がっており、痛ましい映像は新聞にも日々伝えられている。他方、最近のフィリピン大統領選挙の経緯にも見られる通り、民主主義はその軽重を問われつつあり、朝鮮半島や中央アメリカ、その他、世界が華麗な科学技術革新の進展の一方では、衰頹としかいえない変動の直中にあることは、疑いがたい事実ではあるまいか。

ただトインビーの場合は、例えばシュペングラの如く決定論者としてこの推移を見ているのではない。

「私はシュペングラと違ってあらゆる文明の歴史が従わねばならない一定の型があるとは信じない。」⁽²⁸⁾

彼の挑戦 challenge とそれに対する応答 response という考えかたによれば、この文明の衰頹自体が一つの挑戦であり、これに對しいかに応答するかが、今後の帰趨を決する問題となるのである。即ち、かかる現代世界の挑戦の中にあつて、それに対する応答としての我々の行動の基礎をいかなる原則に求めればよいかということとなる。

この際、その主著に展開されているトインビーの考察は、聖書学者たるドッドが、その名著とされる「The Bible Today」⁽²⁹⁾ (一九四六年)でも簡潔に援用した所であるが、今日でも充分参考とするに足りよう。例えば、

i 「復古主義 Archaism」。この定義には、われわれはこの術語を、復古主義者自身が属している社会の過去のなんらかの要素を回復しようとする試みとする意味で使用するという但書が付けられている。彼等にとってより幸福だったと思われる過去の状態、自分の知る過去の時代であるだけに一層痛切に惜しまれ、その限りにおいて一層非歴史

的に理想化された状態のどれか一つに復帰しようとするのである。ドイツにおけるナチスの運動も実は一つの復古主義の現れであった。明治維新の天皇制に伴う神道復興は、宗教的復古主義の試みであった。あえて中曽根總理の名を引くまでもなく、憲法に明記された政教分離の原則を公然と踏みにして強行された靖国神社公式参拝を含む自民党の政策自体が、この言葉を想起させる少なからぬ要因を含んでいる。注意すべきは、この主義の実践活動においては、暴力的な政治的行動を醸す危険のあることである。

ii 「未来主義 Futurism」。これはしばしば革命的理想国主義 revolutionary Utopianism と同義で、その理想が実現されぬ場合には暴力的破壊的行動をも辞さないとする。所謂過激派はその一つの例証であろう。その武器は反理的な信仰とも言うべきものであって、行動は全体主義的であり、その傾向はかつてのファシストや共産主義者の戦闘的な実際政策の中に見てとることができよう。

しかしこれら未来主義や復古主義は、ともに現世的な時間の流れを超越することなく現在から脱出しようとする限り、失敗する他はない。その場合、例えば復古主義の破綻が超然の哲学に転換することがあり得る。

iii 「超然 Detachment」。現実の事態に対する責任から身を引いてただ保身のわざに終始しようとする。この道を最後まで追求すれば、その論理的帰結、即ち自己滅却に到達する。知的にまた道德的に驚くべき業績であるが、完全な超然の哲学は、容赦なく憐れみを、従ってまた愛を追放することとなる。

憐れみの、また愛の意義を学ぶ者は結局この主義に留まることは出来ない。また未来主義の挫折が重要な精神的発見を齎すことがある。この主義が、その道を辿る人間に本質的に到達不可能な目標をむなしく追求させるに過ぎないからである。

iv 「変貌 Transfiguration」。我々の直面する事態を何とかして、それに新しい意味を与えるより大きな前後関係 a larger context に入れようとするものである。危険な苦しい現代世界の紛糾から逃避して自己を全うする為にて

はなく、自己の危険を冒して『滅亡の都』をその運命から救おうと献身する態度を言うのである。未来主義がその破綻の過程において、平和の道に繋がることがあり得るのは、この変貌の契機によるのである。

トインビーによれば、この「変貌」のみが、その退却と復帰のリズムを以て隘路を切り開き、結局は創造的な寄与をなす〔再生〕を齎すことが出来る。但し彼がその該博な知識と資料を駆使して、その主著の中で展開している考察は、右の簡単な要約で尽くせるものではないが、我々に真摯な反省を求めるところは否定しがたいところであろう。我々の場合、この変貌とはいかなる態度を指すのであろうか。それが齎す再生とはいかなる展開を意味するのであろうか。

「……これはいったいどうしたことであらうかと、おとなの私たちは顔をみあわせた。学校で（三・一事件についても）なに一つならっていないのである。平和憲法をもつ日本としての平和へのねがい、反核のさけびも、もちろんたいせつである。だが、あの三十六年間の朝鮮統治時代の、彼らにたいする日本のあり方を、なに一つ知らなくて、原爆の悲劇を説いても、相手は本気で耳をかすだろうか。なぜ真実を教えないのか、学校での教育はいったいどうなっているのかということである。」（関屋綾子³¹）

これは真摯な反核運動の最中に生まれた生々しい所感である。指紋押捺に象徴される外国人に対する特殊な登録制度は、歴史的に見て朝鮮に対する植民地支配から朝鮮人の強制連行とつづいた政策の名残をとどめるもので、本来一つの治安対策としての意義を含めたものと考えられるが、この制度の処理を怠る所にも、戦争責任の十分な理解のない所以を指摘しなければならぬであろう。

私は今、医師としてかいま見ることとなった戦争による多くの悲惨な事態を想起せざるを得ない。そしてそれが直接自分自身が参加し、あるいは実行することとはならなかったとはいえ、国民の一人としてその責任を回避できるものとは思われない。それが侵略戦争に具現された「国家的罪悪」というものの現実の意味であろう。

大東亜共栄圏というスローガンを文字通り信じて、そのために生命を捨てた誠実なしかも善意の国民兵士は勿論あった

であろう。しかし、その後東南アジアに展開された事態は、当初喧伝せられた植民地開放とか、社会的正義の達成とかいう美しいスローガンとは裏腹に、これが日本支配層の欺瞞であり、東亜の友邦のみならず、結局は同じ日本国民をも陥れた欺瞞であったことを暴露した。もし日本が戦争に敗れることなく大陸に太平洋に勝ち進んでその企図をほしのままに達成し得たとするならば、果たしてどういう事態が生まれたであろうか。それに具体的に応えることは我々のよくする所ではない。しかし、アジアの民衆は踏みにじられ、国際正義や人道は見捨てられ、我々の支配が恐らく世界の怨嗟の的となつたであろうことは、中国のみならず、現実にフィリピン、インドネシア、マレー、インドシナ、ビルマ、タイで今次戦争を現実に経験した人々が否定し得ない所であつた(家永三郎³²)。さればこそ、中国韓国をふくめ東南アジアの国民の中に、原爆は日本の罪惡に対する当然の応報であるとする解釈の生まれたこともうなずけるのである。日本の降伏は来るべくして来たのである。

とすれば、原爆は広島長崎という特殊な限定された地域にのみ投下されたのではない。これはほからぬ「日本」に投下されたのである。我々は共同の責任を分かつ同じ国民として、声をのんで広島(あるいは長崎)の前に立たざるを得ない。歴史の中には殆ど全く意味のないとしか理解のしようのない事態がある。あの悲惨と困窮の中にもう一度立つことは勿論許されることではない。しかし、あの多くの犠牲がおなじように無意味な事件として歴史に埋もれてよいことならば、何をか言おう。私の心にはやはりあのイザヤ書の一節が思い出されてならない。

げにもよ、彼はわれらの悩みを負い

われらの悲哀を荷つたのだ。

しかるにわれらは思った、彼は打たれ、

神にたたかれ、苦しめられたのだ、と。

彼こそわれらの不義のために傷つけられ

われらの咎のために砕かれた。

懲罰は彼に下ってわれらに平安をもたらし、

彼の傷痕によってわれらは医された。

苛酷な審きによって彼は取り去られた。

その運命の転換を誰が思ったか。

彼が生ける者の地から断たれ、

わが民の罪過のために死に渡された時

人はその墓を不虔な者と共にし、

その塚を悪人と等しくした。(『イザヤ書』第五章、四〇九節)³³⁾

広島に続いて、長崎でキリスト教信仰の中心であった浦上天主堂が原爆により容赦なく破壊された時、その信徒達の間にも、

「原爆は天罰なのだ。神はわれわれの罪を罰したもうてわれわれの家族を殺し、教会をさえ焼きたもうた。」
という意見があった。しかし被爆者の一人として生き長らえた永井隆博士はこう答えた。

「原爆は天罰ではない。犠牲なのである。戦争を終結させるために、神は犠牲を要求したもうた。われわれの家族——
最も心根が美しく、正しい生活をしていた多くの人が死し、ご聖体の中にましますキリスト御自ら焼かれたもうた。この
ような美しい犠牲をよみされて神は戦争の終結を許したもうたのである。」³⁴⁾

これは一つの歴史解釈である。しかも永井博士は軍医として、中国戦線に従軍四年、七二回の戦闘に参加し金鷄勲章を
も授けられた経験を持つ。それだけにこの解釈は余人には許されぬ重さを持っていることは否定できない。

勿論これが原爆投下という全人類的事態の中に含まれる物理学的、自然科学的、あるいは政治的、経済的な意味のすべてを尽くし得るものだとは思わない。しかし逆に例えば自然科学的、あるいは経済的政治的分析が、原爆の全てを説明し得るものでもないのである。これらの表面的な要因の奥に、それらでは尽くし難い意味を、広島はなお語り続けているのではないだろうか。

とにもかくにも原爆投下を契機として、世界平和が回復されたことは事実である。少なくとも永井博士の解釈は、我々に取っても一つの衝撃であったが、明確に言えることの一つは、それが天罰という解釈を厳しく拒否していることである。そしてこの悲惨な事態の中に、彼が短かからぬその凄惨な戦争経験を踏まえて、なお人間の「最も美しく正しいもの」を最も真摯厳肅に見つめている事実である。それこそ、トインビーの言う「変貌」への契機となり、真の「再生」への最も切実な展望を拓くものではあるまいか。

私はいままで何冊とない原爆体験記を読んだ。率直に言って、そこには読むに耐えない多くの場面があり、寧ろその連続と言ってもよい。また最近の資料発掘にかかるマジヤニ、ケリー共著、関元訳『原爆投下のシナリオ』⁽³⁵⁾あるいは長年の労苦を秘めた椎名麻紗枝著『原爆犯罪』⁽³⁶⁾も見た。それはそれぞれに厳しい辛い経験であった。しかしその中において、やはり永井博士の言われた「最も心根が美しく正しい」ものに必ず触れざるを得なかったことを告白せざるを得ない。そしてそれが愛する同胞肉親の犠牲である限りに於いて、またそれが決して空しいものであってはならぬとする限りに於ては、この日本歴史の中で最も混沌とした一期の上に、それまで国が追い求めてきた価値が根本から否定されて、新しい秩序への原則が明示されていることを感ずるのである。何故なら、これを犠牲として理解するということは、すなわちこの犠牲性によってもたらされた平和を、最も厳肅真摯に今後とも擁護維持すべき義務を、国民の一人一人が負うことに他ならないからである。

五、広島島の医師たちを支えたもの

今日の医師法には、医師の任務として次の規定がある。

医師の任務——「医師は、医療及び保健指導を掌ることによって公衆衛生の向上及び増進に寄与し、もって国民の健康な生活を確保するものとする」(『医師法』第一条)

応招義務——「診療に従事する医師は、診察治療の求があった場合には、正当な事由がなければ、これを拒んではならない」(同、第十九条)

このように医師の本質、任務、或いは義務について、医師法の述べる所は極めて簡潔である。かつての医師法も、医師の義務についての規定はこれと大きく隔たるものではない。現在はまた平時であって、特に何か別に定める必要は感じられてはいない。

原爆投下当時、広島では知事告示による「防空医療救護対策要綱」により医師の疎開は禁止されており、医師一、歯科医師一、薬剤師一、看護婦三、事務員一、計七名で一つの救護班が組織されていたが、このようにして確保されていた広島市内の医師二九八名のうち、二七〇名が被爆(六〇名は即死)、薬剤師・看護婦も八〇〜九三%が罹災し、いづれにも高率に死亡者を出したのであった。健全な状態で救護活動をはじめることの出来た医師は僅か二八名、薬剤師二〇名、看護婦一三〇名、他の医療従事者の多くはみずからの負傷をも顧みず、必死で診療に従事し、そのまま、あるいはその後日ならずして倒れた人の数も少なくなかったのである。「生き残った医師は自らの負傷をも顧みず、被爆直後から救急救護活動に立ち向かったのだ。誰にも要求されたものではない。また命令されたものでもない。ただ医の倫理感によって動いたのだ」。恐らく専門職たる医師が特定の時期、特定の場所でこれほど多く進んで難に殉じた例は世界にも稀であろう。こ

れこそこの医師たちが、当時はまだ全く未知の災害であった恐るべき原爆症に対して、身を以て示した「応招義務」の実践に他ならなかった。これが実は広島における原爆医療の核心であったと私は信ずる。この場合、彼等に直接「診察治療の求め」があった訳ではなかったのである。法文の条項から判断する限りにおいては、この極限の状況の中において自らの、あるいはまた家族の安全のために、たとえ逃避する事態となっても、必ずしも非難することはできない。あの大江氏の意見の一部はこの点に触れたものであったであろう。

法律には人間の決めた個々の条項はともかくとして、その立法にいたる経緯を考えねばならず、特に法律の精神を厳粛に振り返る必要がある。すなわち、「法の理念は正義であり、法の目的は平和である（末川博）」この精神を中心に据えて、法の実践に取り組むことが、法律家、ひいてはまた政治家の道義でもあるのである。一方、広島医師たちが被爆当時、その医師法に定められた条項を越えて、人間として立つべき根本的な道義によってその行動を律したのはあまりに明瞭である。それこそ医の倫理に他ならないのである。

ニュートンは万有引力を発見した。それは目に見えることは無くとも蔽とした実在である。磁気もそうである。しかし、それが証明されるまではだれもがそれが実在であるとは思わなかった。迫り来る苦難を逃れようと逃げまどう時、誰が心弱しとこれを責めることが出来よう。しかも、その苦難の前に進んで身を投ずる者があった場合その所以を、我々は何と説明したらよいのであろうか。

これを職業倫理と呼ぶことも勿論出来よう。それは我々医師にとっては至上命令であるといわねばならない。そして医師の仕事が直接人間そのものを対象とする限りにおいて、それは他の職業にはない特殊な性格を持つ。法の理念がもし正義であるというならば、医の理念は愛であるといっても、決して間違ではない。しかし今次戦争の期間、これと全く背馳した事態が余りにも多くあった時、安易にそう答えることには、あまりにも深い畏れの感情が胸をかすめる。しかし、そうでなければならぬ。そのことを抗し難い力で我々に教えるものこそ、まさに広島である。

しかも、本来これは単なる職業倫理に留まるべき問題ではなかったのではなからうか。

ガンディーは言った、「生命を賭しても脅える犠牲者を護るべきです。」⁽³⁷⁾これは一九四六年インド海軍の反乱と、それにつづいて発生したイギリス人に対する襲撃・集団掠奪事件の際「無防備なイギリス人婦女子を襲うのは人間のすることではない」として国民に訴えた際のものであるが、あの瘦身短軀から漏れる言葉には決然たる響きがある。私はその背景に深くひそんでいる実在があり、そして彼の言う「真理と非暴力」が結局は「慈悲」「愛」に他ならないことを、いつか信ぜざるを得ない気がする。事実そこそが彼の生涯を一貫して支えた信仰に他ならなかったのである。

歴史家トインビーの『再考察』（一九六一年）には次のような言葉がある。

「反対の信念にもかかわらず、問題の核心については、本当は一致していると私が考えている人々と抗争することは悲しい。しかし私は私を捉えて放そうとしない二つの確信によって、現在の立場に落着いているのである。人間よりも高い精神的存在が、人格としてわれわれの前に現われ、われわれはそれを神として見るのであるが、それは慈悲深く憐れみ深いと私は確信している。そしてこの超人間的な存在をその人格的な相に於てブラフマーとして見ようと、或いは非人間的な相に於てブラフマン（婆羅門）もしくはニルヴァーナ（涅槃）として見ようと、すべての人間はこの存在を直観して、この存在と霊的交渉を持つことができる」と私は確信している」⁽³⁸⁾

トインビーの信仰は、例えばキリスト教の教義とは相容れず、近代の異教主義に他ならぬものであって、寧ろ異端とすべきであるという非難を、免れることはできなかった。しかし、彼は更にあえて言うのである。

「人間の筆になる破門状は救済者と私の間に介入することはできない。聖パウロがピリピ人に向かって語っているように、われわれ人間に対する愛とわれわれの救済のためになされた自己犠牲の行為に対して、私はすべてのキリスト教徒と同じく跪くのである。私にとって、この行為をなしたものは一つの存在であるが、それは一つだけの現われ方をするものではない。それはキリストであり、そしてキリストであるが故に仏陀であり、また菩薩なのである。」⁽³⁹⁾

ここに言うピリピ人に対するパウロの言葉とは即ちこれである。

「これはイエスの名の前に、天の上、地の上、地の下にある『万物が膝を屈め、凡ての舌が』『イエス・キリストは主なり』と告白して、父なる『神に』栄光を帰せんためである。」(『ピリピ人へ』第二章、一〇―一一節)⁽⁴⁰⁾

パウロの心のみならず、やがてはピリピ人の心にもまたトインビーの心にも生きていたこの言葉を理解することこそ、トインビーのいう「変貌」から「再生」への転機を新しく自らの衷に把握することではないのだろうか。

私は被爆者の残した多くの手記の中にも、この実在が深くその根底を支えているのを感じる。ただこの実在が広島を通して語り始める時、それはかぎりなく美しいだけでなく、またかぎりなく重い。それはガンディーの言った意味において「生命を賭す」ことを決意しなければ計ることの出来ない重さである。広島のある生死を問う暇もない危急の事態の中で、単なる傍観者、或いは被災者としてではなく、具体的な自らの献身の行為において生きようとする者としてのみ聞き分ける事の出来る言葉だからである。

六、結語

しかしここに、そしてまたここのみ、将来の日本を占う鍵がある。この鍵によって、政治家の心をはかるがよい。この鍵によって、企業家の心を拓くがよい。この鍵によっておよそすべての同胞の心に語るがよい。広島はこの鍵の秘められた神聖な場所となった。と同時に、これは広島長崎の地理的境界を越えて、日本全体の責任を問うことでもある。その点で、現代の医師はかつて広島と同僚の心にあった苦悩と希望とまさに同じ光を、常にその心にかざさねばならないであろう。

文献

- (1) Iiza Veith, "HUMANE WARFARE AND INHUMAN WAR: Japan and Its Treatment of War Prisoners," Bulletin of the History of Medicine, XIX, pp. 355-374, 1946.
- (2) 家永三郎『太平洋戦争』岩波書店、一九六八年、第二版一九八六年。
- (3) 家永三郎『戦争責任』岩波書店、一九八五年。
- (4) 広島県医師会編『原爆日記』第一集、序、一九七〇年。
- (5) 広島原爆障害対策協議会編『広島原爆医療史』二四三～二六一頁、一九六一年。
- (6) 大江健三郎『ヒロシマ・ノート』一一五頁、岩波新書、一九六五年。
- (7) 同書、一一九頁。
- (8) 『広島原爆医療史』二四三頁。
- (9) 広島原爆障害対策協議会編『被爆者とともに―続広島原爆医療史』五八～六〇頁、一九六九年。
- (10) 安芸基雄『平和を作る人たち』五九～六二頁、みすず書房、一九八四年。
- (11) 『日新医学』定期増刊、大正一四年春期号、一頁、日新医学社。
- (12) 安芸基雄、前掲書、六六頁。
- (13) 森村誠一『悪魔の飽食』二三一～二三二頁、光文社、一九八一年。
- (14) 安芸基雄『花の幻』二二五～二二七頁、みすず書房、一九八五年。
- (15) 羽仁五郎訳、クローチェ『歴史の理論と歴史』一七頁、岩波文庫、一九五二年。
- (16) 神田盾夫訳、*ザ・バイブル*『聖書・その今日における意義』一四〇頁、新教出版社、一九五三年。C.H. Dodd, "The Bible Today," p. 99, Cambridge, 1946.
- (17) 広島市・長崎市原爆災害誌編集委員会編『広島・長崎の原爆災害』四一二頁、岩波書店、一九七九年。
- (18) THE COMMITTEE FOR THE COMPILATION OF MATERIALS ON DAMAGE CAUSED BY THE ATOMIC BOMBS IN HIROSHIMA AND NAGASAKI, "HIROSHIMA AND NAGASAKI: The Physical, Medical, and Social Effects of the Atomic Bombings," IWANAMI SHOTEN, TOKYO, 1981.
- (19) 『広島・長崎の原爆災害』三九三頁。(国際英語版の対応箇所は p. 509)

- (20) 同書、三九四頁。(同 p. 509)
- (21) 同書、同頁。(同 p. 509)
- (22) 同書、三九五頁。(同 p. 510)
- (23) 同書、三九六～三九七頁。(同 p. 511)
- (24) アーノルド・トインビー『完訳・歴史の研究』第一九卷、一一三～一一九頁、経済往来社、一九七一年。A. Toynbee, "A Study of History", Vol. IX, pp. 411-415.
- (25) 同書、第三卷、九六七頁。(原著 Vol. X II, p. 518)
- (26) 同書、同卷、九七四～九七五頁。(同書 p. 522)
- (27) ドッド、前掲書、一七八頁。(原著 p. 127)
- (28) トインビー、前掲書、第二三卷、九六九～九七〇頁(原著 Vol. X II, p. 519)
- (29) ドッド、前掲書、一七八～一八〇頁。(原著 pp. 127-129)
- (30) トインビー『歴史の研究』第一一巻二一五頁～第一二巻二二八頁(原著 Vol. VI, pp. 1-175, Oxford, 1939)
- (31) 関屋綾子『女たちは核兵器をゆるさない』一〇頁、岩波ブックレット No. 5, 一九八二年。
- (32) 家永三郎『戦争責任』四八～一二三頁。
- (33) 関根正雄訳『イザヤ書』下、八〇～八一頁、岩波文庫、一九六三年。
- (34) 片岡弥吉『永井隆の生涯』二〇〇頁、中央出版社、一九六一年。
- (35) マキジャーニ・ケリー共著、関元訳『原爆投下のシナリオ』教育社、一九八五年。
- (36) 椎名麻紗枝『原爆犯罪』大月書店、一九八五年。
- (37) 森本達雄訳『マハトマ・ガンディー・わたしの非暴力』Ⅱ、一三八頁、みすず書房、一九七二年。
- (38) トインビー、前掲書、第二十一巻、一八九頁。(原著 Vol. X II, pp. 100-101)
- (39) 同書、一九二頁。(同書 p. 102)
- (40) 塚本虎二訳『口語・新約聖書』第六分冊、一一五頁、聖書知識社、一九七六年。